

令和4年版

安芸太田町で使用できる 家庭ごみ指定袋等の一覧

～旧山県郡西部衛生組合のごみ袋等～

プラスチック
ごみ

燃えないごみ
(資源物)

燃えないごみ
(不燃物)

粗大ごみ
利用券

～紙製の旧燃えるごみ(大)・(小)～



～現在町内で販売している安芸太田町ごみ指定袋等～



燃えるごみ(大)



燃えるごみ(小)



資源ごみ



燃えないごみ

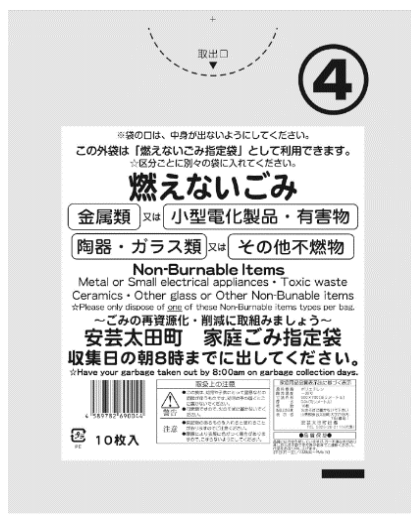
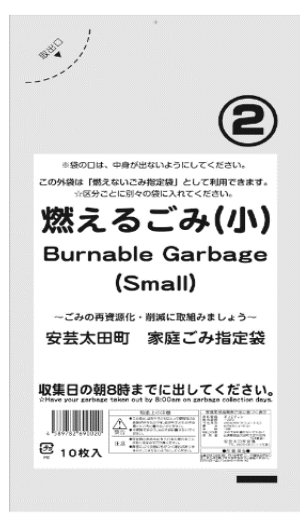


プラスチックごみ



粗大ごみ券

～家庭ごみ指定袋の外袋～ (販売する際に指定袋を包装している袋)



※上記外袋は「燃えないごみ(小)」として使用できます。

【ご使用に当たっての注意事項】

- ・外袋を使用して出せるのは「燃えないごみ」のみです。
- ・燃えないごみ4区分に分別して、別々の袋で出してください。
- ・使用される際は、中身が出ないように袋の上部をガムテープ等で止めてください。
- ・長いものや袋からはみ出るものは、通常の燃えないごみ指定袋で出してください。
- ・事業ごみ指定袋の外袋は使用できません。
- ・家庭ごみ指定袋の外袋で、事業ごみを出すことはできません。

●お問い合わせ先●
衛生対策室 ☎ 23-1120